



写

愛媛賃審発第 2495 号
令和 5 年 10 月 25 日

愛媛労働局長
小宮山 弘樹 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本明宏



愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に
ついて（答申）

当審議会は、令和 5 年 8 月 28 日付け愛媛労発基 0828 第 2 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。

別紙

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次の業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材（木ぎ装を除く。）の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務

ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,015円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月25日指定